

○島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成17年5月5日 島田市長職務執行者決裁により
本要綱を継承
最終改正 平成30年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、島田市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（共同企業体による施工が必要と認められる場合において、当該建設工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 共同企業体が発注することができる建設工事（以下「対象工事」という。）は、大規模かつ技術的に難度の高い建設工事又は共同施工を通じて建設業者間の技術移転を促進する効果があると認められる工事で、次に掲げるものとする。

- (1) 工事費がおおむね5億円以上の土木工事
- (2) 工事費がおおむね10億円以上の建築工事
- (3) 工事費がおおむね2億5千万円以上の設備工事

2 前項に規定する工事のほか、共同企業体による共同施工により、事業の円滑かつ効果的な運営が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができる。

(発注工事の指定)

第3条 島田市入札参加者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、対象工事の規模、内容等を勘案して、共同企業体が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）を指定する。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者以上5者以内とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 島田市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者の組合せであること。
- (2) 次条第7号又は第9条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 島田市が発注する競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年10月18日告示第219号）第1の1（4）のアからオまでに掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (5) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (6) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年9月28日島田市告示第159号）による入札参加停止の期間中でないこと。
- (7) 島田市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領による指名の排除期間中でないこと。
- (8) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

（結成方法）

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（出資比率）

第8条 共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上
- (3) 4者の場合 15パーセント以上
- (4) 5者の場合 10パーセント以上

（代表者の要件）

第9条 共同企業体の代表者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 構成員中、より大きな施行能力を有する者で、その出資比率が最大であること。
- (2) 代表者の要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

（審査委員会）

第10条 第6条第8号又は前条第2号の要件を別途定める場合には、入札参加資格設定調書（第1号様式）を作成し、あらかじめ、審査委員会に諮るものとする。

（資格の公告）

第11条 共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事の場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者の要件
- (6) その他必要と認める事項

（資格の申請）

第12条 資格審査の申請をしようとする共同企業体は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（第2号様式）

- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（第3号様式）の写し
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 競争入札参加資格の認定に必要とする資料
（資格の認定）

第13条 共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条の書類により作成する入札参加資格審査申請者一覧表（第4号様式）を審査の上行い、入札参加資格審査結果通知書（第5号様式）により当該審査の結果を通知するものとする。この場合において、あらかじめ、当該審査の内容を審査委員会に諮るものとする。

（競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明）

第14条 共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面を持参することにより、説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の説明を求められたときには、原則として、前項の指定の期日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- 3 説明を求めた者の競争入札参加資格を認定しようとするときは、前条に規定する手続を行い、適当と認められた場合に限り、前条の結果を取り消し、前項の回答と併せて、改めて当該資格を認定する旨の通知を行うものとする。

（契約方式等）

第15条 第11条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 第13条及び前条第3項の規定により競争入札参加資格を認定された共同企業体の中から、競争に参加する者を指名し、指名競争入札に付すること。
- (2) 第13条及び前条第3項の規定により競争入札参加資格を認定された共同企業体を対象に、一般競争入札に付すること。

- 2 前項第1号の場合において、指名競争入札に付する共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第11条の手続を経て、これを補充するものとする。

（存続期間）

第16条 共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として3月以上存続するものとする。

（編成表の提出）

第17条 契約を締結した共同企業体は、契約の日から7日以内に特定建設工事共同企業体編成表（第6号様式）を市長に提出するものとする。なお、当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

附 則

この要綱は、平成17年5月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。